

発議第9号

三島市議会公共施設等マネジメント検討特別委員会の設置について
三島市議会委員会条例第4条の規定により、下記の特別委員会を設置する。

記

- 1 名 称 三島市議会公共施設等マネジメント検討特別委員会
- 2 委員の定数 7人
- 3 目 的 三島市の今後の公共施設等のマネジメントに関する調査・
研究を行う。
- 4 期 間 調査終了まで

平成28年9月28日提出

発 議 者 三島市議会全議員